

川崎市建設副産物取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市（以下「本市」という。）が施工する建設工事からの副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る取扱いを定め、これを工事発注者及び工事請負人が適切に実施することにより、循環型社会の形成及び公共事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材及び路盤廃材をいう。
- (2) 「建設発生土」とは、建設工事から副次的に得られた土砂をいう。
- (3) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。
- (4) 「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。
 - ア 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）。
 - イ 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。
- (5) 「再生利用」とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。
- (6) 「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
 - ア 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為。
 - イ 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為。
- (7) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮、その他の方法により建設副産物の大きさを

減ずる行為をいう。

(8) 「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。

(9) 「特定建設資材」とは、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいう。

(10) 「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

(11) 「特定建設資材廃棄物等」とは、特定建設資材廃棄物及び路盤廃材をいう。

(12) 「再生材」とは、特定建設資材廃棄物等を再利用する目的をもって加工再生した建設資材をいう。

(13) 「指定工場」とは、特定建設資材廃棄物等（木材を除く）の再資源化処理施設として本市に登録された工場をいう。

(14) 「工事請負人」とは、本市が発注した公共事業の請負等契約を締結した請負業者をいう。

(工事発注者及び工事請負人の責務)

第3条 工事発注者及び工事請負人は、次の基本方針により建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

(1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。

(2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。

(3) 特定建設資材廃棄物等のうち、再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行うこと。

(4) 前2号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

第2章 建設発生土

(建設発生土の再使用等)

第4条 工事発注者及び工事請負人は、建設発生土について、可能な限り現場内利用と工事間利用を行い発生の抑制と再使用を徹底するものとする。これができない場合、本市の指定する処分地及び中継ヤードへ受入れるものとする。

- 2 前項の指定する処分地及び中継ヤードは、別表第1のとおりとする。
- 3 建設発生土の土質改良を行い再利用する場合の施設は、別表第2のとおりとする。
(建設発生土受入れ等)

第5条 指定する処分地及び中継ヤードに受入れる建設発生土、又は土質改良を行い再利用する建設発生土は、本市が施工する公共事業から発生する受入基準に合致した建設発生土で、本市と工事請負人との間で締結された工事請負契約図書（以下「契約図書」という。）により指定されたものとする。

2 国、県、次に定める公共的団体及びその他市長が認定したものは、川崎市域内で施工する工事から発生する建設発生土を前条第2項別表第1に定める施設に搬入することができる。

- (1) 東日本高速道路株式会社
- (2) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (3) 首都高速道路株式会社
- (4) 独立行政法人水資源機構
- (5) 独立行政法人都市再生機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人空港周辺整備機構
- (8) 地方共同法人日本下水道事業団
- (9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (10) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (11) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (12) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (13) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき設立された土地開発公社
- (14) 神奈川県内広域水道企業団
- (15) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその基本財産に出えんしている財団法人又はその資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土砂を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると市長が認めた者

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた建設発生土は受入れることができる。
- 4 第2項第15号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体承認申請書(第1-1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 5 第3項の規定により第4条第2項別表第1に定める施設に搬入しようとする者は、建設発生土の川崎市指定処分地受入依頼書(第1-2号様式)を市長に提出しなければならない。
- 6 建設発生土の受入手続き及び受入料金については、別に定める。

第3章 特定建設資材廃棄物等

(特定建設資材廃棄物等の再資源化等並びに再生利用)

第6条 工事発注者及び工事請負人は、特定建設資材廃棄物等を指定工場または要綱第19条に規定する指定事業者が設置する再資源化施設(以下「指定施設」という。)に搬入し、原則として再生利用するものとする。

- 2 本市が施工する建設工事から発生する特定建設資材廃棄物等で、指定工場または指定施設に搬入し再生利用する特定建設資材廃棄物等は、契約図書により指定されたものとする。
- 3 工事請負人は、契約図書に特定建設資材廃棄物等の発生の記載があるときは、特定建設資材廃棄物等(木材を除く)を搬入する指定工場より選択するものとする。また、特定建設資材廃棄物のうち木材については、原則として指定施設より選択するものとする。
- 4 工事請負人は、特定建設資材廃棄物等の搬入日時、数量等について、あらかじめ指定工場または指定施設の登録を受けた者と連絡をとるものとする。
- 5 指定工場または指定施設の登録を受けた者は搬入される特定建設資材廃棄物等を、適切な方法をもって正確に検収するとともに適切な保管、処理を行わなければならない。
- 6 指定工場への特定建設資材廃棄物及び路盤廃材の搬入規格は、最大50cm以下に小割りしたものとする。
- 7 指定工場へ搬入する特定建設資材廃棄物及び路盤廃材への鋼材等異物の混入は

ないものとする。

(指定工場の登録)

第7条 本市が施工する建設工事から生ずる特定建設資材廃棄物等（木材を除く）の処理をしようとする者は、この要綱に基づき指定工場の登録を受けなければならない。

2 指定工場の登録は、登録しようとする者の申請に基づき、川崎市公共工事建設副産物対策委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て建設緑政局長が認めた者とする。

(登録の要件)

第8条 指定工場の登録を受けようとする者は、次の各号の要件を備えなければならない。

- (1) 特定建設資材廃棄物等（木材を除く）のいずれかの再生処理が可能であること。
- (2) 特定建設資材廃棄物等（木材を除く）の種類、再生材の製品ごとの貯蔵所が処理量に対応して確保されており、貯蔵管理が可能であること。
- (3) 本市が別に定める再生材の品質及び規格が確保されること。
- (4) 特定建設資材廃棄物等（木材を除く）の搬入及び再生材の搬出が夜間も可能であること。ただし、建設緑政局長が特別に認めた場合は、この限りでない。
- (5) 廃棄物処理法第14条第6項の産業廃棄物処分業の許可及び同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設設置の許可、同法第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）の許可又は同法第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の合併（分割）の認可を受けていること。

(欠格事由)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定工場の登録を受けることができない。

- (1) 廃棄物処理法に基づき、特定建設資材廃棄物等（木材を除く）の処理について産業廃棄物処理業の許可を受けていない者。
- (2) 第12条の規定に該当し、指定工場登録の取消し処分を受け、当該処分の日から1年を経過しない者。

(3) 委員会の審議を経て建設緑政局長が公益上不適当と認めた者。

(登録の申請)

第10条 第8条による登録を受けようとする者は、指定工場登録(更新)申請書(第2号様式の1)に次の各号に掲げる書類を沿えて、建設緑政局長に提出しなければならない。

- (1) 第8条第5号の規定による許可証等の写し
- (2) 再生材の品目及び再生材の試験成績書(申請1年以内に公的機関で行ったもの。)
- (3) 工場敷地面積図並びに工場施設の配置図(A3判)及び写真
- (4) 施設の処理能力及び重機械の数量
- (5) 特定建設資材廃棄物等(木材を除く)の処理及び再生材の販売の実績
- (6) 品質管理責任者名簿及び品質管理方法記載書
- (7) 法人の登記事項証明書の写し(登録の申請3カ月以内に発行されたものに限る。)
- (8) その他建設緑政局長が必要と認める書類

2 建設緑政局長は前項の申請に基づき指定工場の登録を認めたときは、指定工場登録(更新)承認書(第2号様式の2)を交付する。

(調査)

第11条 建設緑政局長は必要があると認めたときは、前条の規定による指定工場の登録の申請をした者又は登録を申請した者の工場について、登録の要件に関し必要な調査をすることができる。

(登録の取消等)

第12条 建設緑政局長は、指定工場の登録の申請をした者が第8条各号の登録の要件の一以上を欠くに至ったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審議を経て登録の取消をすることができる。

- (1) 虚偽の登録の申請をしたとき。
- (2) 工場操業に必要な法令の遵守を怠り、近隣に迷惑をかけ、公共事業の協力者として不適格と認めたとき。
- (3) その他建設緑政局長が不適当と認めたとき。

(登録の有効期限)

第13条 登録の有効期間は5年とする。ただし、建設緑政局長が必要と認めるときはこれを短縮することができる。

(登録内容の変更等)

第14条 指定工場の登録を受けた者で次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに登録事項変更届(第3号様式)を建設緑政局長に提出しなければならない。

- (1) 登録申請書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 工場の敷地及び施設の規模に変更があったとき。
- (3) 営業を廃止するとき。

(登録の更新)

第15条 指定工場の登録の更新を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日の3箇月前までに指定工場登録(更新)申請書に第10条各号に掲げる書類を添えて、建設緑政局長に提出しなければならない。

2 建設緑政局長は、前項に規定する登録の更新を認めたときは、指定工場登録(更新)承認書を交付する。

(特定建設資材廃棄物等の種類、規格等)

第16条 特定建設資材廃棄物等の規格は別に定める。

2 その他疑義ある特定建設資材廃棄物について工事請負人は、指定工場または指定施設と協議するものとする。

(再生材の使用等)

第17条 工事発注者及び工事請負人は、再生材の使用にあたっては、特定建設資材廃棄物等(木材を除く)を搬入した指定工場の製品を使用しなければならない。

2 工事発注者及び工事請負人は、可能な限り、再生木材を使用するよう努めなければならない。

3 工事請負人は、契約図書において再生材の使用が定められている場合は、施工計画書に直近の材料試験成績書を添付し、監督員に提出し承諾を受けるものとする。

4 工事請負人は工事が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき再資源化等報告書を監督員に提出すること。

5 監督員は工事が完了後、その数量、指定工場名を建設副産物実態調査で報告すること。

6 指定工場の登録を受けた者は再生材の品質規格については、社団法人日本道路協

会が定めた「舗装再生便覧」等の定めに従い、誠実に管理しなければならない。

7 指定工場の登録を受けた者は再生材の材料試験を3カ月に1回以上実施するとともに、年1回以上は公的機関において材料試験を実施し、その結果を建設緑政局長に報告するものとする。

8 前項に定める材料試験項目は別に定める。

(報告の義務)

第18条 指定工場の登録を受けた者は、前年度の特定建設資材廃棄物等の受入量、再生材の出荷量について、毎年4月末日までに特定建設資材廃棄物等受入状況表(第4号様式の1)再生材出荷状況表(第4号様式の2)により建設緑政局長に報告しなければならない。

(建設発生木材等)

第19条 本市が施工する建設工事から発生する建設発生木材等については「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」により取り扱うものとする。

(その他必要事項)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は建設緑政局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第6条から第10条までに関する部分は、平成11年2月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、債務負担工事及び繰越工事の建設発生土の取扱いについては、川崎市指定処分地建設発生土受入要綱及び川崎市土質改良プラントにおける原料土及び改良土取扱要綱の規定による。ただし、建設廃材の取扱いについては、従前の例による。

3 川崎市指定処分地建設発生土受入要綱及び川崎市土質改良プラントにおける原料土及び改良土取扱要綱は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 建設発生木材の取扱いについては、当分の間、第7条から第18条までの規定は適用しない。ただし、市長は近隣の再資源化施設の設置状況、需給状況、技術開発の状況等を勘案し早期に第5条から第18条の規定を適用するよう努めるものとする。
- 3 この要綱施行の際、債務負担工事及び繰越工事の建設発生土の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日付則第2号は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 川崎市建設副産物取扱基準は廃止する。
- 3 川崎市中継ヤード建設発生土に係る検定試験実施要領は廃止する。

別表第1（第4条第2項関係）

名 称	所 在 地
浮島処分地	川崎市川崎区浮島町523-1番地先
浮島中継ヤード	川崎市川崎区浮島町410番地内
建設資源広域利用センター 受入地	(株)建設資源広域利用センターの受入地で 契約図書指定の受入地

別表第2（第4条第3項関係）

名 称	所 在 地
横浜市環境創造局 改良土プラント	横浜市鶴見区末広町1丁目6番1号 (横浜改良土センター株式会社)

公共的団体承認申請書

年 月 日

（あて先） 川崎市長

住 所

氏 名

川崎市建設副産物取扱要綱第5条第15項の規定により、公共的団体の認定を申請します。

1 資本金、基本財産その他これらに準ずるものの出資金の総額

円（ 年 月 日現在）

2 上記のうち、国又は地方公共団体の出資金額

国又は地方公共団体名	出 資 金 額	出資金の総額に対する割合
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
合 計	円	%

3 土砂埋立行為に係る事業の実績

添付書類 1 定款又は寄付行為

2 法人の登記事項証明書

3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

第1-2号様式（第5条第5項関係）

建設発生土の川崎市指定処分地受入依頼書

年 月 日

（あて先） 川崎市長

住 所

事業者名

この度、建設発生土処理について、川崎市建設副産物取扱要綱を遵守すべく、事業の検討をしてまいりました。可能な限り発生抑制、再使用に努めましたが、どうしても、建設発生土が発生してまいります。そのため、川崎市指定処分地への建設発生土の受入をよろしくお願いいたします。

工事におきましても、川崎市建設副産物取扱要綱、川崎市建設発生土取扱要領等を遵守し、施工いたしますので、よろしくお取り計らい下さい。

添付書類

- ・理由書
- ・事業概要書
- ・土量搬入機関
- ・案内図
- ・予想建設発生土量
- ・その他

部 課

担当

電話

第2号様式の1（第10条第1項、第15条第1項関係）

指定工場登録（更新）申請書

川崎市が発注する建設工事から発生する特定建設資材廃棄物等（木材を除く）の処理及び再生材の使用について指定工場(特定建設資材廃棄物等の再資源化処理施設)の登録を受けたいので、次の資料を添えて申請いたします。

年 月 日

建設緑政局長 あて

所在地

社 名

代表者

商号又は名称

工場所在地

- 1 第8条第5号の規定による許可証等の写し
- 2 再生材の品目及び再生材の試験成績表（申請1年以内に公的機関で行ったもの。）
- 3 工場敷地面積図並びに工場施設の配置図（A3版）及び写真
- 4 施設の処理能力及び重機械の数量
- 5 特定建設資材廃棄物等（木材を除く）の処理及び再生材の販売の実績
- 6 品質管理責任者名簿及び品質管理方法記載書
- 7 法人の登記事項証明書の写し（登録の申請3カ月以内に発行されたものに限る。）

第2号様式の2（第10条第2項、第15条第2項関係）

指定工場登録（更新）承認書

川建技第 号

年 月 日

所在地

社 名

代表者

川崎市建設緑政局長名

貴社から申請のありました指定工場(特定建設資材廃棄物等の再資源化処理施設)登録（更新）申請について、次の条件をつけて承認いたします。

商 号又は名 称

代 表 者

工 場 所 在 地

条件

- 1 承認の内容は、申請図書のとおりとすること。
- 2 川崎市が定めた「川崎市建設副産物取扱要綱」及び「川崎市建設発生土取扱要領」を遵守すること。
- 3 登録期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 4 次の場合は、指定を取り消すことがある。
 - (1) 建設副産物取扱要綱及び建設発生土取扱要領を遵守しない場合
 - (2) 関係法令に違反した場合
 - (3) 取扱要綱第12条に該当した場合

第3号様式（第14条関係）

登録事項変更届

年 月 日

建設緑政局長 あて

届出者 所在地

社 名

代表社員

申請書の記載事項に変更があった

役員、品質管理責任者に異動があった

次のとおり

ので

営業を廃止したい

工場敷地及び施設の規模に変更があった

関係書類を添えて届出いたします。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後 (変更年月日)

* 関係書類

- (1) 所在地、役員等の変更は、変更後の法人の登記事項証明書
- (2) その他、施設等の変更は図面及び写真又は許可書の写し等

特定建設資材廃棄物受入状況表

会社名

作成責任者

作成年月日

発注機関名	年度分			単位 トン	
	コンクリート系	アスファルト系	路盤廃材	建設汚泥	合計
川崎市					
川崎市以外					
総計					

※前年度分について、毎年4月末日までに報告すること。

再生材出荷状況表

会社名

作成責任者

作成年月日

発注機関名	年度分			アスファルト混合物	単位	合 計
	RC-40	RM-40	再生砂		トン	
川崎市						
川崎市以外						
総 計						

※前年度分について、毎年4月末日までに報告すること。